

1 はじめに

国は、障害のある幼児及び児童生徒が自立し社会参加する資質を培うため、今まで一人ひとりの児童生徒の障害の種類や程度に応じて盲学校、聾学校、養護学校や特別な場での指導による教育に重点をおいてきた。

今後は、障害のある幼児及び児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」が重要視されてきている。

現在、小中学校において通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥、多動性障害）、高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、これら児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うこととしている。

これらは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共存社会の実現を目指していることが前提にある。そのため、ノーマライゼーション^{*1}の理念に基づく障害者の社会への参加、参画に向けた施策が推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組みを含め、重要な役割を果たすことが求められている。

なお、本市においては、このノーマライゼーションの理念のもと、入間市障害者プランを策定し、障害者施策の一層の推進を図っている。

2 背景

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場である。したがって、児童生徒の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割が求められており、児童生徒、教職員、保護者及び地域住民等の多様な人々の利用を考慮し、バリアフリー^{*2}化を積極的に推進する必要がある。

近年、高齢者、身体障害者等の生活環境整備の必要性に対する意識が向上し、これらの人々に配慮した取組みは、全ての人々の生活を豊かにさせるものでもあるという認識が広まってきたことなどから、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、平成14年7月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法^{*3}）が一部改正され、翌年4月から施行された。この改正により、特定建築物の範囲が、不特定でなくとも多数の者が利用する建築物にも拡大され、学校施

設も新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置づけられた。

また、政府が、平成14年12月に閣議決定した「障害者基本計画」では、基本的な方針として、ユニバーサルデザイン⁴の観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが示され、教育、療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという考え方から、施設のバリアフリー化を推進することが盛り込まれた。

文部科学省では、近年の障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、今後の特別支援教育の在り方について検討を行い、従来の特殊教育の対象となる児童生徒数が増加傾向にあること、障害の多様化が進行していること等の現状を踏まえ、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」の考え方を提唱した。

また、社会におけるノーマライゼーションの進展や教育の地方分権の観点から、障害のある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学手続を弾力化するため、平成14年4月に学校教育法施行令が改正された。本改正において、盲学校、聾学校又は養護学校の就学基準に該当する児童生徒であっても、その障害の状態に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市教育委員会が認める場合には、小中学校に就学させることができることとされた。

3 基本的な考え方

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地域住民の生涯学習の場、地域のコミュニティや防災の拠点としての役割を果たすことが求められていることから、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、多様な人々の利用にも配慮した施設として整備する必要がある。加えて、施設を利用する児童生徒の特性によっては、個別の対応が必要となる場合があるため、施設、設備の付加や運営面でのサポート体制等にも配慮する必要がある。また、既存施設においても同様な考え方を念頭に児童生徒が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的なバリアフリー化を推進することが重要である。

このような配慮の下に整備された学校施設は、障害のある児童生徒や高齢者などとの交流や地域住民の学校教育への参加や生涯学習の場としての利用を促進することにより、児童生徒が障害者に対する理解を深めたり、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めたりする効果が期待できる。

(1) 安全かつ円滑な学校生活のために

ノーマライゼーションの理念に基づく考え方の進展や、障害のある児童生徒の社会への参加、参画が一層進む中で、障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、学校施設において個々のニーズに応じた対策を実施することが必要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者及び地域住民等の多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても有効である。

(2) 教育的な意義

学習指導要領においては、小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒と高齢者などの交流の機会を設けることを規定している。このため、学校施設の整備においては、これらの交流活動が円滑に実施できるように、障害のある児童生徒や高齢者が安全かつ円滑に利用できる計画とすることが必要である。なお、バリアフリー化された学校施設は、その利用を通じ、児童生徒に対して障害者に対する理解を深める学習効果が期待できるものである。

(3) ハード・ソフト面の配慮

学習指導要領において、障害のある児童生徒については、実態に応じ指導内容や指導方法について工夫することを規定している。教材、教具の工夫はもちろん、安全かつ円滑に出入りができる教室や便所等を提供するなどハード面での配慮や、施設の運営・管理、人的支援等のソフト面との連携などについて考慮することが必要であるとしている。また、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートが必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが必要であるとしている。

(4) 災害時の応急避難場所としての対応

学校施設は、地震等の非常災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、地域住民が利用することも考慮した防災拠点として整備することが必要である。

4 本市の学校施設のバリアフリー化等の現状

本市の学校施設は、幼稚園1園、小学校16校及び中学校11校である。既存の幼稚園及び小中学校施設は、昭和40年代から50年代に建築された建物が多く、障害児や高齢者などに配慮した対応がされていないため、各種のバリアフリー化対策が必要となった。これまで各小中学校では、障害のある児童生徒の入学、

進学等において、個の児童生徒の障害の種類、程度等に応じたそれぞれの対策を積極的に推進してきている。これらのバリアフリー化は、車椅子対応洋式便所、段差解消スロープ、階段の手すり及び階段昇降機等を設置、整備してきた。また、大規模改造工事や改築時においては、ユニバーサルデザインの観点に立った施設整備を推進してきたところである。

平成20年7月1日現在の本市の学校施設のバリアフリー化の状況は、次のとおりである。

表1 便所の状況（平成20年7月1日現在）

単位：基

	和式便器	洋式便器	車椅子対応 洋式便所	多目的便所	合計
小学校	754	208	28	8	998
中学校	474	137	8	5	624
合計	1,228	345	36	13	1,622

* 校舎、屋内運動場に設置してある便器総数

表2 便器の和式、洋式の割合（平成20年7月1日現在）

	和式便器（基）	割合（%）	洋式便器（基）	割合（%）
小学校	754	75.6	244	24.4
中学校	474	76.0	150	24.0
合計	1,228	75.7	394	24.3

車椅子対応洋式便所及び多目的便所については、小学校では16校中13校で36基が設置済であり、中学校では11校中6校で13基が設置済である。なお、便器の洋式化については、小学校では総便器数998基の24.4%に当たる244基、中学校では総便器数624基の24.0%に当たる150基であり、全体では24.3%に当たる394基となっている。

表3 その他のバリアフリー化整備状況（平成20年7月1日現在）

	段差解消 スロープ(校)	階段の 手すり(校)	エレベータ ー(基)	障害者用流 し台(校)	階 段 昇降機(校)	障害者用 机(校)
小学校	10	15	1	2	1	0
中学校	6	8	0	1	1	1
合計	16	23	1	3	2	1
割合	59.3%	85.2%	3.7%	11.1%	7.4%	3.7%

段差解消スロープの未設置校は、小学校では、宮寺小学校、藤沢小学校、藤沢北小学校、仏子小学校、新久小学校及び高倉小学校の6校、中学校では向原中学校、黒須中学校、東金子中学校、上藤沢中学校及び東町中学校の5校である。

階段の手すりの未設置校は、藤沢小学校、黒須中学校、東金子中学校及び東町中学校の4校である。

エレベーターは、黒須小学校以外は未設置である。

障害者用流し台は、児童生徒の障害の種類、程度等に応じ、黒須小学校及び仏子小学校及び野田中学校の3校に設置済である。

階段昇降機は、東町小学校及び野田中学校の2校に配置済で、障害者用机は、野田中学校に配置済である。

なお、階段昇降機及び障害者用机は、障害のある児童生徒の入学、進学等により、個の児童生徒の障害の種類、程度等に応じた対応を行っているものである。

また、本市の通常学級における肢体不自由の児童生徒の状況は、次のとおりである。

表4 平成20年度障害児（肢体不自由）の状況（平成20年7月1日現在）単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	0	1	1	4(1)	4(1)	1	11(2)
中学校	2(1)	0	0	—	—	—	2(1)
合計	2(1)	1	1	4(1)	4(1)	1	13(3)

* 再掲：()内数字は、車椅子使用者

表5 障害児（肢体不自由）の推移 単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	9(2)	13(3)	13(3)	11(2)
中学校	0	0	1	2(1)
合計	9(2)	13(3)	14(3)	13(3)

* 再掲：()内数字は、車椅子使用者

5 学校施設のバリアフリー化等の推進の目標及び経費

便器の洋式化については、平成22年度までに全小中学校で概ね30パーセント達成を目標に計画的に整備を図っているが、若干の遅れが生じているのが現状である。小学校では56基、中学校では38基の計94基を新たに整備することにより目標値を達成することになるが、その改修費用は、概算2,000万円である。

段差解消スロープについては、未整備の小学校6校、中学校5校の計11校に設置すれば全校の設置となる。設置状況により異なるが、工事費については概算660万円である。

階段の手すりについては、未整備の小学校1校、中学校3校の計4校に設置すれば全校の設置となる。その工事費については概算120万円である。

階段昇降機、障害者用机及び流し台については、障害のある児童生徒の入学、通級、進学等により、個の児童生徒の障害の種類、程度等に応じて設置をすることとする。なお、階段昇降機は、リースによる対応を行っているが、その年間借上料は1基概算30万円である。

エレベーターについては、障害のある生徒の施設使用の利便性はもとより、保護者や地域住民等の多様な利用者もあることから、既存の学校施設への設置の必要性は高いものとする。仮に3階建て既存校舎に増築する場合の工事請負費等の総額は、11人乗りで概算4,300万円となっており、これに係る実施設計業務委託料は、概算400万円である。

改築に伴う校舎については、ノーマライゼーションの精神に基づき、ユニバーサルデザインにより多様な人々が利用しやすい施設となることが望ましいことから、基本的にはエレベーター設置も含めた設計とし、建築工事へと計画的に推進するものとする。

なお、これらバリアフリー化の整備事業に係る財源措置については、文部科学省補助による大規模改造質的整備国庫補助金（補助率7分の2）を、また、耐震化事業に係る財源措置については、同省補助の安全・安心な学校づくり交付金（補助率3分の1）を活用するなどして一般財源の軽減を図っていくものとする。

6 整備計画

学校教育法の改正により、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する特別支援教育を行う旨が法律上明示された。もとより、本市においては、身体障害者及び特殊教育の対象者の通学を支援してきたが、この改正施行により発達障害等も含めての在籍者に対し、適切な指導及び必要な支援を行うものである。なお、この改正による児童生徒の増加はあったとしても、これまでの経緯から大幅な学校施設の改修を伴う増加はないものと予想する。

このような状況の中で、便器の洋式化については、各小中学校の状況、要望等を勘案しながら計画的に設置していく方針であって、全体では平成24年度までに概ね30パーセント達成を目標に実施していく。加えて車椅子対応洋式便所及び多目的便所については、障害者や高齢者の利用頻度は高く、その必要性も極めて高いことから増改築又は大規模改造時の設置を基本としつつ、障害のある児童生徒の状況により、積極的に推進していく。

階段の手すりについては、現在4校が未設置となっているが、ユニバーサルデザインの観点に立ち、全ての人にとって生活しやすいまちづくりを推進しなければならないことから、今後、計画的な設置を推進していくものとする。また、段差解消スロープについても同様に、安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう計画的に整備していく方針とする。

表6 階段の手すり・段差解消スロープ設置計画

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
階段の手すり	藤沢小学校	黒須中学校	東金子中学校	東町中学校	
段差解消スロープ	宮寺小学校 藤沢小学校 黒須中学校	藤沢北小学校 仏子小学校	新久小学校 高倉小学校	向原中学校 東金子中学校	上藤沢中学校 東町中学校

階段昇降機、障害者用机及び流し台については、今後も障害児（肢体不自由）の入学、進学等により、個の児童生徒の障害の種類、程度等に応じ適切に設置していく方針である。

エレベーターについては、ノーマライゼーションの精神に基づき、ユニバーサルデザインの観点から児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすい施設となるよう、基本的には増改築又は大規模改造時に整備していくものとする。現時点では、現在推進している学校施設耐震化推進計画において、武蔵中学校校舎の改築工事を平成22、23年度に予定しており、中学校におけるエレベーターは、平成24年度当初には武蔵中学校において利用可能の予定である。しかしながら、既存の学校施設におけるバリアフリー化を推し進めていく中で、障害のある児童生徒の小中学校一貫教育の充実の観点からは、既に黒須小学校に設置されていることから、同通学区域の黒須中学校への設置を推進していくものとして、本整備計画により位置づけるものである。実施後の本市小学校及び中学校にはそれぞれ1基のエレベーターが設置されることになる。これにより障害のある児童生徒の特別支援教育施設としての拠点の位置づけとなり、そこで学ぶ児童生徒の障害への理解の一層の深まりと、思いやりや助け合いの心の継続的な育みが期待できる。

表7 エレベーター設置計画

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施設計	武蔵中学校 黒須中学校		
設置工事		武蔵中学校 黒須中学校	武蔵中学校

今後も学校施設については、教育施設であると同時に地域住民にとって最も身近な生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される地域コミュニティの拠点として、また、地震等の非常災害時には応急避難場所として活用される地域の防災拠点としての重要な役割を担っている。したがって、今日の社会的背景等を踏まえると、学校施設については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒の有無に関わらず共に生きる社会の実現のため、バリアフリー化を推進していくことが肝要であって、積極的かつ計画的に推進していかなければならない。

なお、今日、限られた財源の中で学校施設の耐震化を含めた施設整備が求められている現状から、本整備計画の推進においても国・県の交付金等を活用しつつ、総合振興計画実施計画の策定を経て進めていくものである。

7 おわりに

以上のことから、障害のある児童生徒等が、安全かつ円滑に学校施設を利用するために障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための段差解消スロープや階段昇降機又はエレベーター等の設置が重要であることは論をまたない。さらに、個の児童生徒の障害の種類、程度等に応じた適切な整備をすることも極めて重要であることから引き続き実施しつつ、本市学校施設のバリアフリー化に関する整備を計画的に推進するため本整備計画を策定するものである。

また、本市の学校施設のバリアフリー化の整備については、この整備計画に基づき計画的に実施していくものであるが、本整備計画における具体の整備完了後においてもなお、本整備計画の趣旨から多様な人々が共に生きる社会の実現のため、計画的かつ必要に応じたバリアフリー化を積極的に継続推進していくものである。

なお、平成17年第3回入間市議会定例会において採択された平成17年8月25日付けエレベーター設置を含む学校施設のバリアフリー化指針及び計画の策定に関する請願は、本整備計画の策定をもってその対応とするものとする。

《用語の解説》

- *1 ノーマライゼーション： 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
- *2 バリアフリー： 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
- *3 ハートビル法： 高齢者や身体障害者などの方々が安心して気持ちよく利用できる建築物（ハートビル）の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とした法。ハートビルとは愛称で、全ての人が利用しやすいハートのあるビルをつくろう。という意味。
- *4 ユニバーサルデザイン： あらかじめ、能力の如何、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。
また、この7原則として、誰にでも公平に利用できること、使う上で自由度が高いこと、使い方が簡単ですぐわかること、必要な情報がすぐに理解できること、うっかりミスや危険につながらないデザインであること、無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。が示されている。

《参考資料》

サイト

「文部科学省ホームページ」より「学校施設バリアフリー化推進指針」